



栃木県公報

平成 29 年
6月23日(金)
第2895号

目 次

告 示

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の変更..... 549
- 予定保安林..... 549
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 550
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 550
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 551
- 同..... 551
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定..... 552

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 553
- 開発行為の工事完了..... 554
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 554

人 事 委 員 会

- 平成29年度栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試
験の実施..... 555
- 平成29年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔栄養士〕の実施..... 558

企 業 局

- 栃木県営川治第二発電所小網ダム操作規程の一部改正..... 560

告 示

栃木県告示第299号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（平成13年栃木県告示第547号）の一部を次のように変更したので告示する。

平成29年 6月23日

栃木県知事 福 田 富 一

表の栃木県職員（児童自立支援専門員）採用選考候補者選定の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員採用試験	総合得点及び総合順位（第一次試験については、不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から1月間	とちぎリハビリテーションセンター
地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員（看護師）採用試験	作文及び面接試験の合計得点及び順位	合格発表の日から1月間	とちぎリハビリテーションセンター

(文書学事課)

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市須賀川字大道沢3918-1（次の図に示す部分に限る。）、3918-2、3948（次の図に示す部分に限る。）、字カブ戸屋3923、3924-1、3924-2、3926、3927（次の図に示す部分に限る。）、字クチハビ久保3929、字梨ヶ作3930（次の図に示す部分に限る。）、3932、3933、3934-1から3934-4まで、3934-5・3934-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字桶子沢3935から3939まで、3940-1、3940-2、3941-1から3941-4まで、3942-1、3942-2、3944-1から3944-4まで、3945-1・3945-2・3946-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字煙草沢3950、3952、3954から3956まで、字ハタ木沢3951、3953

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第301号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
ふみの耳鼻咽喉科クリニック	那須塩原市沓掛1丁目11-5	医療法人ふみの会	平成29年5月1日
むらかみ歯科・矯正歯科	足利市福居町849番地1	医療法人社団MDC	平成29年5月21日

2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
薬局花の雪	足利市大前町458-1	有限会社メディカルエム	平成29年5月2日

栃木県告示第302号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
おおしま歯科医院	佐野市北茂呂町2-2	大島 基嗣	平成29年5月1日

2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
メープル薬局寺久保店	真岡市寺久保1-2-1	株式会社市山	平成29年4月27日
メープル薬局下栗店	宇都宮市下栗町2281番地7	株式会社市山	平成29年4月27日
薬局花の雪	足利市大前町458-1	有限会社メディカルエム	平成29年5月2日
ふじいろ薬局	小山市東城南4-6-4	株式会社ウェルネス	平成29年5月15日
くまさん薬局	真岡市熊倉3丁目16番15	株式会社リーフ	平成29年5月15日
ピノキオ薬局上戸祭店	宇都宮市上戸祭町669-3	株式会社ピノキオ薬局	平成29年5月30日

(健康増進課)

栃木県告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月23日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
鬼怒川調剤センターたかとく薬局	日光市高德1406-4	ファーマライズ株式会社 代表取締役 田仲 義弘	平成29年 6月1日	精神通院医療
メイプル薬局	足利市福富町2096-1	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	平成29年 6月1日	精神通院医療
きりん薬局小山城東店	小山市城東6-6-25	株式会社日栄 取締役 堀 崇嗣	平成29年 6月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局宇都宮戸祭元町店	宇都宮市戸祭元町10-31	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野 秀晴	平成29年 6月1日	精神通院医療
おおり薬局	栃木市泉町21-3-1	株式会社リーフ 代表取締役 小松 孝紀	平成29年 6月1日	精神通院医療
スズメ薬局	宇都宮市末広1-2-23	有限会社スズメ薬局 代表取締役社長 小野村 昌	平成29年 6月1日	精神通院医療
訪問看護ステーションデューン小山	小山市駅東通り1-35-26 オルディネールビル201号 室	株式会社N・フィールド 代表取締役 高木 三愛	平成29年 6月1日	精神通院医療

栃木県告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月23日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
メイプル薬局	足利市福富町2096-1	株式会社エフアンドエフ	平成29年 6月1日	育成医療及び 更生医療
グリーン薬局	足利市通2-2644-1	株式会社エフアンドエフ	平成29年 6月1日	育成医療及び 更生医療

(障害福祉課)

栃木県告示第305号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第7条の規定により告示する。

平成29年 6 月23日

栃木県知事 福 田 富 一

I クリーニング師の研修

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開 催 年 月 日	開 催 場 所	
	会 場 名	所 在 地
平成29年10月3日	安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1
平成29年10月31日	宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町972

3 受講日数

1日

4 受講料

5,000円

II 業務従事者に対する講習

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開 催 年 月 日	開 催 場 所	
	会 場 名	所 在 地
平成29年11月7日	ウイング小山	小山市神鳥谷1-11-32
平成30年2月6日	安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1

3 受講日数

1日
4 受講料
4,500円

(生活衛生課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年6月23日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
芳賀台地 土地改良区	理 事	谷口 正己		益子町大字上大羽1108	29. 3 .31	
	〃	添田 操		〃 大字七井1417- 2	〃	
	〃	小玉 光昭		〃 大字塙1431	〃	
	〃	高野 勝美		市貝町大字杉山1277	〃	
	〃	吉住 宏		〃 大字文谷61	〃	
	〃	入野 正明	入野 正明	〃 大字塙1280	〃	29. 4 . 1
	〃	床井 剛	床井 剛	益子町大字小宅1243	〃	〃
	〃	渡邊 清	渡邊 清	〃 大字大沢1656- 1	〃	〃
	〃	後藤 登	後藤 登	茂木町大字坂井1172	〃	〃
	〃	馬籠 一	馬籠 一	〃 大字千本969	〃	〃
	〃	涌井 臣示	涌井 臣示	〃 大字塩田114	〃	〃
	〃	綱川 利夫	綱川 利夫	〃 大字北高岡574- 1	〃	〃
	〃	高木 研一	高木 研一	市貝町大字市塙5190- 2	〃	〃
	〃	矢口 勝行	矢口 勝行	〃 大字多田羅189- 4	〃	〃
	〃	町井 健二	町井 健二	〃 大字田野辺1225	〃	〃
	〃	高德 義男	高德 義男	〃 大字続谷657	〃	〃
	〃	吉永 能成	吉永 能成	芳賀町大字稲毛田1457	〃	〃
	〃	黒崎 豊	黒崎 豊	〃 〃 723- 1	〃	〃
	〃	中山 武雄	中山 武雄	那須烏山市八ヶ代351- 5	〃	〃
	〃	久郷 浩	久郷 浩	〃 大里274- 5	〃	〃
〃	国井 英明	国井 英明	〃 落合97	〃	〃	
〃		東 隆由	益子町大字塙2258		〃	
〃		彌生 正男	〃 大字七井249		〃	
〃		岩原 章	〃 大字上大羽474		〃	

理 事		高野 昭夫	市貝町大字杉山713- 1		29. 4 . 1
〃		川又 公夫	〃 大字文谷150- 3		〃
監 事	若林 勇夫		益子町大字北中463- 2	29. 3 . 31	
〃	岩村 治雄		芳賀町大字稲毛田2072- 2	〃	
〃	金子 操	金子 操	那須烏山市曲畑1380	〃	29. 4 . 1
〃		仲山 純男	市貝町大字市塙65		〃
〃		石崎 享	芳賀町大字稲毛田892		〃

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 6 月23日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字西汗字西赤堀1638番 5	河内郡上三川町大字上蒲生2377番地12	株式会社リペア工房幸
河内郡上三川町大字下蒲生字前原160番 2 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字下蒲生字前原160番 2 地先	河内郡上三川町しらさぎ一丁目 3 番地 2 マリンハイツ203	秋 山 誠 二
芳賀郡茂木町大字林字春草 930 番 24、930 番 25、930 番 26	芳賀郡茂木町大字茂木155番地	茂木町
下野市成田字道場179番 2	下野市成田393番地	富 永 真 次
下野市薬師寺字北出口1919番 3	下野市薬師寺1978番地 1	大 沼 光
矢板市木幡字熊ノ房263番 1 の一部、263 番 3、263 番 4、279 番 2 の一部	矢板市富田536番地 9	株式会社誠商事
芳賀郡茂木町大字小貫字桜木1914番 4、字悪耕地1928番、字山口3333番 1、字学校下3371番 1 (開発行為に関する工事) 芳賀郡茂木町大字小貫字山口3334番 1 の一部	芳賀郡茂木町大字茂木155番地 宇都宮市野高谷町299番地 1	茂木町 株式会社インフエック

(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成29年 6 月23日

栃木県知事 福田 富一

廃 止 年 月 日	氏 名 又 は 名 称	売 り さ ば き 場 所
-----------	-------------	---------------

平成29年6月14日

薄井 三郎

矢板市本町9-5

(会計局会計管理課)

人事委員会

○平成29年度栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験の実施

平成29年度栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。

平成29年6月23日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成29年度栃木県職員（高校卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	主 な 勤 務 場 所
行 政	5名程度	知事部局・教育委員会事務局・企業局等の本庁各課、出先機関（県立学校を含む。）
警 察 行 政※	6名程度	警察本部、警察署、運転免許センター、警察学校等
小中学校事務※	5名程度	市町立小・中学校

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

※ 「警察行政」及び「小中学校事務」については、専ら警察本部等、市町立学校において、それぞれの業務に従事するものであり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

2 受験資格

(1) 年齢

平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

(2) その他

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成30年3月31日までに卒業見込みの者並びに人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ 日本の国籍を有しない者

ウ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

オ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表 ※3
第 一 次 試 験	平成29年9月24日（日）		宇都宮市元今泉8-2-1 栃木県立 宇都宮白楊高等学校	10月5日（木）（予定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
	受 付	8:50～9:25		
	説 明	9:30～10:00		
	教養試験	10:00～12:00		

第二次試験	作文試験・適性検査	10月16日(月) ※1	栃木県自治会館	最終合格者は、11月9日(木)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に可否を通知します。
	口述試験	10月23日(月)～10月27日(金)のいずれか1日 ※2	県庁昭和館	

※1 詳細については、第1次合格者への通知の中でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、作文試験・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目	配点	内容
第一次試験	教養試験	100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を全職種に共通して行います(50題出題)。 出題分野は次のとおりです。 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
第二次試験	作文試験	50点	公務員として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。(60分：800字程度) (参考)平成28年度課題：「忘れられない大切な約束について」
	口述試験	350点	主として人物について、個別面接による試験を行います。(1人：約30分)
	適性検査	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
資格調査	-	-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

1 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
ただし、第1次試験の得点、作文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

2 試験問題(教養試験)の一部例題を公表しています。例題の数は、各職種共通で3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。

5 採用

最終合格者は、平成30年4月1日採用予定です。

6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給(給料)が決定されます。現行(平成29年4月1日現在)の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は、行政職給料表適用の場合、本給が高校卒業者で150,500円、短大卒業者で161,700円となっています。なお、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、地域手当(県内勤務の場合は3.45%)、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

7 受験手続

申込方法によって受付終了時刻が異なるので注意してください。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

○ インターネット(電子申請)による場合

<p>申込先 申込方法</p>	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html) ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」(到達のお知らせ)が電子メールで送信されます。このメールが届かない時は、申込みがされていないので注意してください。 ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日・祝日は含まない。)) ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・A4サイズ用の紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
<p>受付期間</p>	<p>8月7日(月)8時30分～8月23日(水)17時15分(受信有効) 手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。</p>

○ 郵送による場合(上記インターネットによる申込みができない場合)

<p>申込先 申込方法</p>	<p>申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送してください。 ○郵送先 栃木県人事委員会事務局 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20(県庁南館1階) ・受験票には、住所・氏名を明記し、62円分の切手を貼ってください。 ・提出書類の様式は、栃木県人事委員会のホームページからプリントアウトすることもできます。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html) 受験票をプリントアウトして使用する場合は、A4サイズ用の紙に印刷後、受験票を切り離して郵便はがき(額面52円の場合は62円になるよう切手を貼ってください。)に貼り、表面には住所・氏名を明記してください。 ・申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。 ・受験票は申込書の封筒に同封し、封筒の表に「○○試験申込」(○○には受験する職種を記入)と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。(いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。) なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。 ・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>8月7日(月)～8月23日(水)(消印有効)</p>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません(棄権者は開示請求できません)。

<p>開示請求できる人</p>	<p>開 示 期 間</p>	<p>開示する内容</p>	<p>開 示 場 所</p>
-----------------	----------------	---------------	----------------

第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く8:30~17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

○平成29年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔栄養士〕の実施

平成29年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔栄養士〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。

平成29年6月23日

栃木県人事委員会委員長 田村澄夫

平成29年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔栄養士〕を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員、受験資格等

職種	採用予定人員	受験資格	勤務場所等
栄養士	8名程度	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、栄養士の免許取得者及び平成30年3月31日までに免許取得見込みの者	市町立小・中学校等において学校給食の業務に従事します。

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の者は受験できません。

※ 専ら市町立学校において業務に従事するものであり、知事部局への異動等はありません。

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場所	合格者発表 ※3
第1次試験	平成29年9月24日（日）		宇都宮市元今泉8-2-1 栃木県立 宇都宮白楊高等学校	10月5日（木）（予定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
	受付	8:50~9:25		
	説明	9:30~10:00		
	教養試験 専門試験	10:00~12:00 13:15~15:15		
第2次試験	作文試験・適性検査	10月16日（月） ※1	栃木県自治会館	最終合格者は、11月9日（木）（予定）に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に合否を通知します。
	口述試験	10月23日（月）~10月27日（金）のいずれか1日 ※2	県庁昭和館	

※1 詳細については、第1次合格者への通知の中でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、作文試験・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>）及びモバイル版ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>）にも掲載します。

3 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容
第 一 次 試 験	教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います(50題出題)。 試験の程度は高校卒業程度で、出題分野は次のとおりです。 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
	専門試験	50点	栄養士として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います(40題出題)。 出題分野は次のとおりです。 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
第 二 次 試 験	作文試験	50点	公務員として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。 (60分：800字程度) (参考)平成28年度課題：「忘れられない大切な約束について」
	口述試験	350点	主として人物について、個別面接による試験を行います。(1人：約30分)
	適性検査	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
資 格 調 査	-	-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
ただし、第1次試験の合計得点、専門試験、作文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- 試験問題(教養試験及び専門試験)の一部例題を公表しています。例題の数は、教養試験が3題、専門試験が3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。

4 採用

- 最終合格者は、平成30年4月1日採用予定です。
- 所定の期日までに当該免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。

5 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給(給料)が決定されます。現行(平成29年4月1日現在)の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は、大学卒業者で190,700円、短大卒業者で169,400円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、地域手当(県内勤務の場合は3.45%)、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

6 受験手続

申込方法によって受付終了時刻が異なるので注意してください。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

○ インターネット(電子申請)による場合

申 込 先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。
申込方法	(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html) ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」(到達のお知らせ)が電子メールで送信されます。このメールが届かない時は、申込みがされていないので注意してください。 ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信され

	<p>ます。(申請から3日以内(土・日・祝日は含まない。))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
受付期間	<p>8月7日(月)8時30分～8月23日(水)17時15分(受信有効)</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。</p>

○ 郵送による場合(上記インターネットによる申込みができない場合)

申込先 申込方法	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「試験案内・申込書」から様式をプリントアウトしてください。</p> <p>(http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/annai.html)</p> <p>申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送してください。</p> <p>栃木県人事委員会事務局 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20(県庁南館1階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4サイズの用紙に印刷後、受験票を切り離して郵便はがき(額面が52円の場合は62円になるように切手を貼ってください。)の裏面に貼り、表面には住所及び氏名を明記してください。 ・申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。 ・受験票は申込書の封筒に同封し、封筒の表に「栄養士試験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。(いわゆる「メール便」による申込みの場合は受付できません。) <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・受験票が返送されたら写真を貼って、第1次試験当日に持参してください。
受付期間	<p>8月7日(月)～8月23日(水)(消印有効)</p>

7 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

企業局

局 内 一 般
今市発電管理事務所

栃木県宮川治第二発電所小網ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県宮川治第二発電所小網ダム操作規程の一部を改正する訓令

栃木県宮川治第二発電所小網ダム操作規程（昭和四十五年栃木県電気事業訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

東京電力株式会社 栃木支店長	栃木北支社 鬼怒川制御所
-------------------	-----------------

を

東京電力ホールディングス 株式会社リニューアブル パワー・カンパニー 鬼怒川事業所長	リニューアブル パワー・カンパニー 鬼怒川事業所
---	--------------------------------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(電気課)